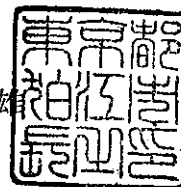


狛江市告示第 228号

狛江市自転車等の放置防止等に関する条例（平成9年条例第11号）第13条第2項の規定により撤去・保管した自転車等については同条例第14条第3項及び同条例施行規則（平成11年規則第20号）第15条の規定に基づき処分する旨を次のとおり告示します。

令和 8年 8月17日

狛江市長 松原 俊雄



NO	撤去日	撤去場所	保管期限	処分台数 (自転車)	処分台数 (バイク)
1	令和8年1月17日	路上放置	令和8年3月18日	1	0
計				1	0

上記自転車等保管場所：狛江市西野川四丁目8番5号 自転車等保管返還場所

路上放置				
整 理 番 号	自 転 車 等 の 特 徴			
	防犯登録	標識番号	色	撤去日
D 40	町田I03303	A17AL18542	ピンク	R8.1.17